# 議案第12号

白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例の制定について

白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

白井市長 笠井 喜 久 雄

## 提案理由

本案は、厚生労働省令で定める指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正す るものです。 白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準を定める条例(平成27年条例第3号)の一部を次のように改正 する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者

である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、

同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならな

い。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専 門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第6条第1項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第32条第29号の規定を除く。)」を加える。 第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単 に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に 改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同 号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定によ る」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」 を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の 次に次の1号を加える。

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の 行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由の記録
- 第32条第2号の次に次の2号を加える。
- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第32条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であっ

て、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3箇月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (デ) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、 文書により利用者の同意を得ていること。
- (4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - a 利用者の心身の状況が安定していること。
  - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行う ことができること。
  - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著し い変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面 接すること。
- 第32条に次の1号を加える。
- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、 法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の 提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。
- 第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。
- 第35条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

### 議案第12号資料

○白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年条例第3号)新旧対照表 改正案 現 行

(従業者の員数)

第4条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援 事業者は、当該指定に係る事業所

(略)

ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に 当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知 識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければな

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当 該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の 提供に当たる必要な数の介護支援専門員(法第7条第5項に規定 する介護支援専門員をいう。以下同じ。) を置かなければならな い。

(管理者)

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下 「指定介護予防支援事業所」という。) ごとに常勤の管理者を置 かなければならない。
- 2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業 者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者 でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に 支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従 事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援セン ターの職務に従事することができるものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11 年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する 主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」 という。) でなければならない。 ただし、 主任介護支援専門員の 確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合につい ては、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項 に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならな い。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援 専門員の職務に従事する場合
  - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する 指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開 始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用申込者 又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利 用申込者の同意を得なければならない。

(略) 2

(従業者の員数)

第4条 指定介護予防支援事業者

は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業 所」という。) ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に 当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知 識を有する職員(以下「担当職員」という。) を置かなければな らない。

(略)

(新設)

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所

ごとに常勤の管理者を置

かなければならない。

2 前項に規定する

管理者は、専らその職務に従事する者 でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に 支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従 事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援セン ターの職務に従事することができるものとする。

(新設)

(新設)

(略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開 始に際し、あらかじめ 、利用申込者 又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利 用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員、借定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式を の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録 媒体をいう。) をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

 $5 \sim 7$  (略)

(略)

(利用料等の受領)

### 第12条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援 について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用 料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対 して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び 次章の規定<u>(第32条第29号の規定を除く。)</u>を遵守する よう措置させなければならないこと。

(略)

(掲示)

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員

の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

\_\_\_\_\_をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

 $5 \sim 7$  (略)

(略)

(利用料等の受領)

第12条 (略)

(新設)

(新設)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援 について前条 の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料 の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対し て交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

### 第14条 指定介護予防支援事業者

\_\_\_\_\_は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)  $\sim$  (3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び 次章の規定\_\_\_\_\_を遵守する よう措置させなければならないこと。

(略)

(掲示)

- 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の 見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなけ ればならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(略)

(記録の整備)

### 第30条 (略)

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア〜ウ (略)

- エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記録
- 才 (略)
- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者 の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録
- (4) 第17条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第27条第2項にの規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところに よるものとする。
  - (1) (2) (略)
  - (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
  - (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(3)~(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の 見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を掲示しなけ

ればならない。

2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(略)

(記録の整備)

#### 第30条 (略)

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア~ウ (略)

エ 第32条第15号に規定する 評価の結果の記録

才 (略)

(新設)

- (3) 第17条に規定する 市への通知に係る記録
- (4) 第27条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (5) 第28条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して とった処置についての記録

(略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところに よるものとする。
  - (1) (2) (略)

(新設)

(新設)

(3)~(15) (略)

(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う

こと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算 して3筒月に1回

、利用者に面接すること。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することに よって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合で あって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3箇月ごとの期間(以下この号において単に「期間」とい う。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用 者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問 しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用 者に面接することができるものとする。
  - (7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
  - (1) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
    - <u>a</u> 利用者の心身の状況が安定していること。
    - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
    - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- 工 利用者の居宅を訪問しない月 (イただし書の規定により テレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。) においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテー ション事業所(指定介護予防・サービス等基準第117条第 1項に規定する指定介護予防・通所リハビリテーション事業 所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接する よう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、 電話等により利用者との連絡を実施すること。

<u>オ</u> (略)

(17)~(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(略)

(準用)

第34条 第2条、第3条及び第2章から前章(第27条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介

こと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3箇月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並 びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の 居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(新設)

(新設)

イ 利用者の居宅を訪問しない月

においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(17)~(28) (略)

(新設)

(略)

(準用)

第34条 第2条、第3条及び第2章から前章(第27条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第12条中指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介

護予防サービス計画費(法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 (略)

(略)

護予防サービス計画費(法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

(略)